ここが聞きたい



【そのほかの質問】 6次産業化について

拡大に取り組んでお

んでいく

く。 P視野に入り

ニュー

広域観光なども視野に入れ、誘客り組んでおり、地域の施設を利用ーの新規開発や改良策などの支援ーの新規開発が改良策などの支援

伺う。

につ

いて

新たな観光資源の掘り起こしに観光客の増加は期待できない。観光資源に新たな価値を付けな17万人を数えている。しかし、 Q (観光客入込者数は平成26年) 館など多くの観光資源 本市は温泉群、宮沢腎 国

松田 (花巻クラブ)

昇議員

観

い。そこで、別なければのよければのと、現状のと、現状のという。

本 【市長】 地方への誘客事業の 保事業者が行う体験型観光メ で、民間事業者が行う体験型観光メ で、民間事業者が行う体験型観光メ で、民間事業者が行う体験型観光メ していく。また、遠野市、平泉町と連携 していく。また、遠野市、平泉町と連携 していく。また、遠野市、平泉町と連携 していく。また、遠野市、平泉町と連携 していく。また、遠野市、平泉町と連携 していく。また、遠野市、平泉町と連携



産業振興策に つ

て

かる産業振興策についているが、今後の本市経済 産業振興策について伺う。が、今後の本市経済活性化につな動車関連産業の支援策を講じて

Q

光資源の掘り起こし の交付金も活用 U 取り に つ 組 11 む 7

◆意見書案第11 を求める意見書 は次のとおりです。 意見書案に対する討論 意見書 見 書発 議 める意見書」につい開スーダン派遣撤退見書案第1号「自衛

本定例会では、2件の意見書案が議員発議され、本会 議での審議の結果、意見書案第1号(提出者 阿部一男 議員)、意見書案第2号(提出者 櫻井 肇議員)ともに 原案のとおり可決し、花巻市議会として内閣総理大臣 等に下記のとおり意見書を提出しました。

意見書案第2号

案に

討

論

一方、現代において自 三とについての意見書は を決めており、撤退する ことについての意見書は を決めており、撤退する ことについての意見書は を決めており、撤退する

ので、電話やメール等の 通信傍受拡大により一般 視される危険性があるた 視される危険性があるた め撤回を求めるとの賛成 が論。

活動に「駆け付け警護」の任務を付与し派遣した。PKO参加5原則が崩壊している内戦状態では自衛隊はので一日も早い撤退をるので一日も早い撤退をあので一日も早い撤退を

意見書」について 第1法案の撤回を 等組織犯罪準備罪 等組織犯罪準備罪

案の撤回を求める概犯罪準備罪(共業元書案第2号「テー

る謀口

謀だけで犯罪に問えるも行為に着手していない共この法案は実際の犯罪

成多数で可決されました。が行われ、採決の結果、賛制定が必要との反対討論

意見書案第1号

人の派遣を行いました。

あると言わざるを得ません。

されています。

政府は自然

衛隊

0)

Р K

0

可採反

r決されました。 体決の結果、賛成多 に対との討論が行わ

多

数

自衛隊の南スーダン派遣撤退を求める意見書

政府は昨年11月15日、南スーダンPKOへの陸上自衛隊派遣

部隊に「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」の新任務の付与について

自衛隊のPKOに際しては、紛争当事者間で停戦合意が成立して

いることなどの「PKO参加5原則」が保たれていることが前提条件

になっています。しかし、自衛隊が駐留している南スーダンの首都

ジュバでは、昨年7月に政府軍と反政府軍勢力の大規模な戦闘が発

生し、現在も緊迫した状況が続いています。南スーダン反政府勢力の

指導者である前副大統領は、「7月に起きた戦闘で、和平合意と統一

政権は崩壊した」と表明し、また、国連特別報告書では「停戦合意は崩

壊している」と断じる等、自衛隊の「PKO参加5原則」は保たれてい

るとは言い難く、PKO派遣部隊の安全確保が極めて困難な状況に

加えて、7月の戦闘の際にNGO関係者を襲撃したのは政府軍で

あったと言われているように、「駆け付け警護」の任務を付与された

自衛隊が国家または国家に準ずる組織を相手方に武器を使用する事

態となることも考えられます。このような場合、日本政府の見解に

さらには、国連事務総長が国連安全保障理事会で、「南スーダンで

ジェノサイド(大量虐殺)が始まってしまう」と警告しているように、

今後、政府軍と反政府勢力双方の軍事作戦が拡大されることも危惧

安倍首相は去る3月10日に「5月末までに自衛隊を撤収」する方

針を表明しましたが、国及び政府関係機関に対し、「PKO参加5原

則」が保たれず、PKO派遣部隊の安全が保障されていない現在の南

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

スーダンから、一日も早く自衛隊を撤退するよう求めます。

【提出先】 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

よっても「武力行使」に該当する可能性が出てきます。

閣議決定し、同20日には岩手駐屯地所属の約30人を含む350

テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)法案の撤回 を求める意見書

テロ等組織犯罪準備罪(以下共謀罪)は、平成15年、 17年、21年の3回にわたっていずれも廃案となった 共謀罪と同じ内容のものである。

「共謀罪」は、被害が生じた場合に犯罪行為を処罰し、思 想や人の心は処罰しないという近代刑法を根底から覆す ものである。事件の前の「合意」を処罰するため、人の内心 に踏み込んでの捜査となる。

法案は「話し合い・合意」だけでなく、「準備行為」を加え、 処罰条件を限定しているとされているが、「準備行為」に は限定がなく、「準備行為」に関与していないものも共謀 していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質 において変わりはない。

罪の対象を「組織的犯罪集団」のみとしているが、テロ 組織、暴力団、麻薬密売組織などの例のほか、「それ以外の ものも含まれる」とされており、結局は「犯罪集団」の規定 に限定はなく、適法な活動を目的とする団体であったと しても、共謀の時点で「組織的犯罪集団」と認定され、共謀 罪の対象とされる危険性が予見される。

テロ対策のため「共謀罪」が必要と強調するが、日本に おいては国連が「テロ防止」のためと指定している航空機 不法奪取防止条約など、13の国際条約を締結してテロ 対策を行ってきている。しかもすでに、殺人予備罪、内乱 予備陰謀罪、身代金目的誘拐罪、凶器準備集合罪など、テ 口で想定される多くの重大犯罪の実行以前の段階から取 り締まる制度が存在する。

共謀罪が成立する対象犯罪は当初676としてきたが、 これは国際組織犯罪防止条約(TOC)が対象犯罪の範囲 を刑期が4年以上としているのを機械的に当てはめた数 字であり、この中には共謀罪が成立することがあり得な い犯罪が含まれており、それらを取り除いた数字が法案 にある277の対象犯罪とされているに過ぎない。

共謀を計画する行為は、人と人との意思の合致によっ て成立する。したがってその捜査手法は会話、電話、メー ル等の人の意思を表明する手段によるところとなる。既 に通信傍受やGPSによる捜査が行われており、新たな 立法である共謀罪と相まって捜査機関のさらなる通信傍 受の範囲の拡大、会話傍受にまで発展する可能性が否定 できない。

このような捜査手法が認められると、市民団体や労働 組合等の活動を捜査機関が日常的に監視し、その行動に 対して「共謀罪である」として立件する恐れもあり、市民 生活と人権に重大な影響を及ぼし、監視社会の到来を招 かない保証はない。

よって、「テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)」法案の撤回 を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出 する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣 法務大臣

はなまき市議会だより ☆ズ No.49 平成29年5月1日